

議案第72号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「この条において同じ。）」を「同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると区長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明等を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改め、同項第2号中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第4号ア中「使用者」の次に「又は同居者」を加え、「第7項」を「第5項」に改め、同条第2項中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書を削り、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

第8条第1項第2号中「親族」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第26条第4項中「第6条第7項」を「第6条第5項」に改める。

第38条の2第1項ただし書中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第1 東京都板橋区営徳丸一丁目アパートの項及び東京都板橋区営南常盤台二丁目アパートの項を削り、同表に次のように加える。

東京都板橋区営仲宿住宅	東京都板橋区仲宿 5 2 番 1 0 号	1 2 9	特定
-------------	----------------------	-------	----

別表第 2 に次のように加える。

東京都板橋区営仲宿住宅駐車場	東京都板橋区仲宿 5 2 番 1 0 号	3
----------------	----------------------	---

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第 1 東京都板橋区営徳丸一丁目アパートの項及び東京都板橋区営南常盤台二丁目アパートの項を削る改正規定、同表に次のように加える改正規定並びに別表第 2 に次のように加える改正規定 板橋区規則で定める日
 - (2) 次項の規定 公布の日
- 2 この条例による改正後の別表第 1 に規定する東京都板橋区営仲宿住宅の指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

パートナーシップに関する制度及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、使用申込者の資格に係る規定を改め、仲宿住宅等を設置等するほか、所要の規定整備をする必要がある。